

Ⅲ 事業計画：活動のすすめ方

[1]基本目標

憲法と子どもの権利条約に基づき、平和を守り真実を貫く民主教育を確立する。

[2]基本方針

- 1 子ども・青年と同時代を生きる教職員としての自覚に基づき、自主研修に努め、創造的な研究・実践を展開します。
- 2 能力主義的多様化をこえて、すべての高校生が主権者市民として必要な共通教養を学ぶ高校教育を追求します。
- 3 18歳選挙権実現と成人年齢改定を控え、高校生に主権者市民としてふさわしい政治的判断力を育成します。
- 4 愛国心を強調する政策的な道德教育に対して、日本国憲法や子どもの権利条約の理念に基づいた市民道徳を育成します。
- 5 「学力」「非行・いじめ」「登校拒否・不登校」「特別支援教育」「中退」「若者の自立」などの課題にいっそう取り組み、自治能力を育成し、民主的な人格の完成をめざす研究と実践を展開します。
- 6 あらゆる機会をとらえて、憲法・平和・人権および環境教育にとりくみます。
- 7 新学習指導要領の討議資料『よむ前に、読む。』を活用し、教育課程の研究をいっそう深め、教科と特別活動の教育内容・方法について絶えず検討を行います。
- 8 「子どもの権利条約」、ユネスコの「学習権宣言」の精神を生かした学校づくりを、生徒・保護者・地域住民とともにすすめます。
- 9 昨今の「教育改革」を分析・批判し、戦後の民主的な教育運動の理念を引き継ぎ、発展させる教育改革を研究・提言します。
- 10 職場を基礎とした教文活動を旺盛にすすめ、教文会議・各種研究会の充実につとめます。
- 11 教育研究・教育実践と教育運動を結合させるとともに、自主サークルや民間研究団体にも積極的に参加し、交流を深めます。
- 12 参加と共同の「開かれた学校づくり」をすすめるための「学校評価」「教職員評価」のあり方を実践的に明らかにします。様々な「評価」に対し憲法の下、生徒・教職員の成長に寄与する視点よりその是非、あり方を検

討します。

13 保護者・地域住民との共同・協力関係を強め、教育課題や地域の課題について積極的に学習を行います。

[3]研究活動の充実・発展をめざして

1 職場の教文活動ー「学校づくりの5つの課題」

生徒の実態から出発し、主権者市民として必要な共通教養を明らかにし、各学校の教育活動全体の設計図としての自前の教育課程づくり、参加と共同の「開かれた学校づくり」をすすめるために5つの課題にとりくみます。

① 生徒が生き生き学べる「授業づくり」の課題

- どの生徒にもわかり(理解)、できて(習熟)、つかえる(応用)学力を養う「授業づくり」をすすめます。
- 教科会、学年会、職場教研、三者協議会等で「授業のあり方」を検討します。
- 生徒が主体的に学べる参加型授業の研究をすすめます。
- 進路実現のための学力と共通教養としての学力(主権者市民としての力)を育む授業のあり方を研究します。
- 公開授業や授業研究会を実施するとともに授業アンケート等を通じて生徒の声を授業改善に生かします。

② 生徒の学びの場としての「集団づくり」の課題

- 生徒が個人として尊重され、安心して学べる場としてのHR、学年、生徒会、クラブ活動づくりをすすめます。
- HR・学年・生徒会・クラブ等での自主的・民主的・自治的「集団づくり」や三者協議会等のとりくみを通して、主権者市民として必要な力を育みます。

③ 同僚性を育む「職場づくり」の課題

- 職場の同僚性を育み、教職員が学び合って成長できる「職場づくり」をすすめます。
- 私たちの「学校評価」・「教職員評価」に主体的にとりくみ、学校の教育力向上に寄与する「職場づくり」をすすめます。
- 研修の成果を職場全体の財産とします。
- 押しつけの「教育改革」によって生み出される管理的、相互監視的、競争的な関係に陥らないような同僚関係のあり方を追求します。
- 職員会、学年会、教科会等の意義を確認し、教育課題に取り組みます。

④ 参加と共同の「学校づくり」の課題

- 三者協議会等のとりくみに学び、生徒を中心に、保護者、教職員、地域に開かれた参加と共同の「学校づくり」をすすめます。
- 教科学習と自治的・自主的活動を通して「主権者市民としての共通教養」を育み、社会参加に結びつけた「学校づくり（教育課程づくり）」をすすめます。
- 学校の教育活動全体計画としての自前の教育課程づくりを「学校づくり」の課題とします。

⑤ 学校の存在基盤としての「地域づくり」の課題

- 積極的に地域に関わり、地域の人々とながら合い、学校の存在基盤である「地域づくり」に参加します。
- 「地域おこし」や環境・平和・福祉活動など様々な地域の課題・地域活動から学び、「学校づくり」に生かします。

2 職場での研究・実践

- ①職場の自主的研修を旺盛にすすめます。
- ②それぞれの学校の課題をテーマとする職場教研や、支部教研・県教研・「教育のつどい」（全国教研）などに提出されたレポートの報告会や公開授業・研究授業などをすすめます。
- ③生徒・保護者・地域・教職員の共同の研修会などの開催をすすめます。
- ④各研究会や支部教文会議の呼びかけに応え、積極的に研究実践をすすめます。
- ⑤教文委員は職場の会員に研究会への参加をはたらきかけます。

3 支部教文活動と支部教研

- ①支部内の日常的な教育研究活動をめざし、支部研究会長を中心に情勢や課題、会員の要求にもとづいたテーマを設定します。
- ②支部教文委員会を定例化します。支部教研の計画・準備だけでなく、各校の教育課題や教育実践を交流・研究し、自主研修の場としても位置づけます。
- ③支部研究会長は支部教研の分科会責任者として支部教研成功のため努力します。事務局とともにレポート参加を呼びかけます。また、支部教研とは別に独自の研究会を開催します。
- ④支部教研では、可能な限り教科別・課題別分科会を設定します。
- ⑤支部教研については、必要に応じて少人数研究会が実質的に他と交流できるよう合同分科会などを開催します。
- ⑥県教研や「教育のつどい」に提出されたレポートや県教研・「教育のつどい」の優れたレポートを持ち帰り、支部で報告会を開催します。
- ⑦支部教研以外にも支部独自の教文活動の企画を追求します。

4 全県研究会

- ①すべての研究会は全県研究会を開催します。
- ②各研究会は正副研究会長会を開催し、県内外の実践・研究の状況を確認、研究課題を明らかにします。
また、支部研究会長を通じて県教研へのレポート参加を呼びかけます。
- ③会員にとって魅力ある研究会になるよう企画・運営を追求します。

5 通信や研究集録

- ①教文通信のいっそうの充実を図ります。
- ②「教文ブックレット」を刊行するとともに、既刊の「教文ブックレット」を普及します。
- ③各研究会の「通信」「研究集録」「紀要」や支部の「通信」などの充実をめざします。「研究集録」のデジタルデータ化やHPへの掲載をすすめます。

6 教文会議の組織強化と研究の充実

- ①教文会議への全教職員の加入を訴えるとともに、教科別・課題別の両方の研究会登録をすすめます。また、私学教職員・教育研究者等への参加も呼びかけます。
- ②支部教研や全県研究会などを成功させるため、支部研究会長会を充実させます。
- ③青年教職員、講師、臨時採用の教職員の学ぶ要求に根ざした取り組みをすすめ、青年層の教文会議への参加を広げます。
- ④民間教育研究団体にも積極的な参加を呼びかけ、また県教組や私教連などと連携をすすめます。
- ⑤「信州の教育と自治研究所」「民主教育研究所」など県内外の研究活動に協力し、連携をすすめます。
- ⑥諸外国の教育関係者との研究・交流の成果を踏まえ、今後のあり方を検討します。

[4] 研究・実践の主要な課題

1 学校づくりと教育課程の自主的・民主的な編成

- ①主権者市民として必要な力、高校生が自主的・自立的に諸問題を解決していく力（学力）を育成し、そのために必要な教育課程の研究と学校ごとの自前の教育課程づくりをすすめます。教育課程の編成にあたっては生徒、保護者、地域のみなさんとの対話を積み重ねてゆきます。
- ②政策としてすすめられている「道徳教育」の問題点と危険性を明らかにし、公民科新科目の「公共」にも注意をはらい、私たちの「市民道徳をはぐくむ学び」を研究し、実践を深めます。
- ③文部科学省の政策としてすすめられている「キャリア教育」の問題点を明らかにします。また、指導要領

のキャリア教育、生徒のキャリア育成と自己実現を指導するための「キャリア・パスポート」作製や学年・学校間での「キャリア・パスポート」の引き継ぎ業務などについて注視し研究を深めます。

- ④土曜授業・土曜補習、「学びの基礎診断」の導入、「長野県高等学校の運動部活動方針」などクラブ活動の適正化などの課題や問題点を明らかにします。また、感染症や災害発生時の非常時での「特例の授業」、「オンラインを活用した学習指導」、休校措置における生徒の指導などの課題と問題点を明らかにして、生徒が豊かに成長できる教育をめざします。
- ⑤『よむ前に読む、新学習指導要領討議資料』にもとづき、各学校がもつ自主編成権によって新しい教育課程づくり実践することで学習指導要領によらない教育課程編成を目指します。また、「総合的な探究の時間」について実践を交流、蓄積します。
- ⑥中教審の答申「令和の日本型学校教育」の提示された「子供たちの知・徳・体を一体ではぐくむ学校教育」もとに進められようとしている「個別最適された学び」「協働的な学び」「主体的・対話的で深い学び」「ICTの活用」「GIGA スクール構想」「教職員の姿」などの諸課題、経済産業省がすすめる「未来の教室プロジェクト」「EdTech」などの問題点・矛盾点を明らかにし、競争と市場化の中での「人材育成」のめざす教育改革に警鐘を鳴らします。
- ⑦単位認定をふくめ、指導要領に記載された観点別評価について検討を深めます。また、高大接続改革で提案された「多面的・総合的評価」、「調査書の電子化」、2021年度入試では実施が見送られたものの今後も検討が続けられる「英語4技能検定」「記述式問題」の利用や導入などの問題点を明らかにします。国語や地歴公民の新科目教科書、令和7年度大学共通テストのサンプル問題などの問題点と課題を追究します。
- ⑧県教委が主催する「教育課程研究協議会」などに積極的にかわり、会の民主的な運営と充実に協力します。
- ⑨教科書制度改革、教科書採択をめぐる問題、デジタル教科書や「アダプティブ・ラーニング」、自立学習支援プログラム「すらら」など ICT 教材の公教育への導入について研究を深め、問題点を明らかにします。教育ビッグデータ構築のための ICT 機器の活用、また、各学校の実践が「グッドプラクティス」として収集されるなど、学校を実験台としかねないような改革に批判を加えます。また、生徒や教職員間にテクノハラスメントが生じることのないよう研究を深めます。
- ⑩新たな授業スタイルとして導入されつつある「対話的・主体的で深い学び」について研究を深めグループワークや探究学習、プレゼンテーションなどの実践を交流、集積して検討をかさねます。
- ⑪新型コロナウイルス感染症に伴う休講措置の中で、各校が取り組んだ課題配布、リモート学習、動画配信などの実践を集積して、長期間にわたる休校から見えてきた問題点や課題について研究を深めてゆきます。また、感染症対策のもとでの学校教育のあり方を考えます。

2 開かれた学校づくりと教職員評価・学校評価の研究

- ①保護者、地域と連携し、生徒が主体的に参加する「開かれた学校づくり」の議論を深め、生徒を中心に保

護者、教職員、地域に開かれた参加と共同の学校づくりを進めます。

- ②「匿名性を担保した授業評価・学校評価」の実施の実態を分析し、教員叩き・分断・競争・管理の道具とさせず、学校全体で授業改善と「開かれた学校づくり」に資するものとするよう取り組みます。
- ③「学校づくり」の観点から日常の教育活動を見直し、職員全体で練り上げた学校の教育目標と連動した、共同の学校づくりにつながる学校評価・教職員評価と管理職評価のあり方を研究します。
- ④「匿名性を担保した授業評価・学校評価」、学校評議員制度、学校評価制度、教職員評価制度、指導力不足教員問題の現状を交流し、そのあり方を ILO・ユネスコの「勧告」や CEART（共同専門家委員会）調査団の報告と併せて研究します。
- ⑤「開かれた学校づくり全国交流集会」に積極的に参加します。

3 「教育改革」の分析と検討

- ①経済界からの要請に基づく、EdTech、STEAM 教育、未来の教室等 Society5.0 に向けたグローバル人材養成、民間教育産業の公教育への参入、教科書検定基準の見直し、徳目を列挙した「道德教育」を反映した教科・科目構成、能力主義的多様化による高校の格差化等、「教育再生」のねらいと危険性を明らかにします。
- ②生徒の内面評価が含まれるものであり、生徒の自己肯定感に与える影響が懸念される「新しい『学びの指標』」（2021 年度から一部導入）の問題点を明らかにします。
- ③「大学入学共通テスト」、「高校生のための学びの基礎診断」の動向を注視し、分析と批判を行います。
- ④47 年教育基本法の歴史的な意義や教育理念・教育原則としての普遍的な意義を、国際的な条約・宣言、国連子どもの権利委員会「勧告」（2010 年 6 月）と合わせて研究します。
- ⑤2017 年 4 月 1 日に施行された「改正」教育公務員特例法に基づく研修の「指針」、その「指針」を参酌して作成された「指標」、さらに「指標」をもとに作成された「教員の資質向上のためのガイドブック」（長野県）が企図する、研修を通じた教員統制を分析・批判するとともに、対抗軸としての自主研修に旺盛に取り組みます。
- ⑥「長野県の教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」の提言の具体化、総合教育会議、「高校改革～夢に挑戦する学び～」等の長野県の「教育改革」の動向を注視し、分析と批判を行います。
- ⑦「高校改革～夢に挑戦する学び～」で示された、「探究的な学び」や「信州学」、それらと連動させながらすすめられようとしている第二期高校再編に対する分析・批判を進めます。
- ⑧これまで各校で取り組まれてきた「地域学」「地域との学び」と「信州学」との相違を明らかにし、地域における学びを豊かにする実践について研究します。
- ⑨新たな入学者選抜制度導入の動向を注視し、課題や問題点を分析し改善を提言します。
- ⑩中高一貫校の導入が義務教育や子どもの学びこどのような影響を与えるか多角的に検討します。
- ⑪所得制限による就学支援金支給制度の問題点を指摘し、すべての青年に「権利としての高校教育」を保障する制度と内容を研究・提言します。

4 生活指導上の諸課題の克服に向けて

- ①いじめや暴力・問題行動、登校拒否・不登校の背景・要因について研究と理解を深めます。
- ②各校のいじめ防止基本方針を実効あるものにするよう研修と実践をすすめます。
- ③生徒の学習権を保障し、人格の完成をめざす生活指導のあり方を研究します。また、排他的・処分的「指導」を克服し、生徒・保護者と教職員の共通認識を深める生活指導の方法を研究します。
- ④2017年に施行された「教育機会確保法」を理解し、登校拒否・不登校生徒を支える民間教育団体やフリースクール、「親の会」等との連携を進めます。
- ⑤問題行動を特別支援教育の視点からの分析を行い、チームとしての生徒指導・支援のあり方を研究します。
- ⑥高校中退の実態、原因と背景を学校内外の視点から多角的に研究するとともに、中退する生徒の自立に向け、「ハローワーク」「ジョブカフェ信州」「地域若者サポートステーション」等の関係組織・機関と連携します。
- ⑦スマホ等、ネット社会が高校生に与える影響や問題点について研究します。

5 主権者市民の育成のための自主的・自治的活動への支援

- ①18歳選挙権の下、「平和的な国家及び社会の形成者」の育成を目指して、すべての高校生が主権者市民としてふさわしい政治的判断力や資質を身につけるための主権者教育について研究と実践をすすめます。
- ②HR、生徒会活動を通して民主的・自治的な集団づくりをすすめます。
- ③三者協議会・四者協議会や学校フォーラムなど、意見表明や連帯、議論を通して合意形成を図る力など主権者市民として必要な能力を生徒が獲得できる場や機会を保障し、援助します。
- ④自主・自立・連帯の精神が育まれるクラブ活動のあり方について研究・交流を深めます。
- ⑤「高校生平和ゼミナール」「高校生の声」のような高校生の自主活動が活発になるための方法を研究し、積極的に活動を援助します。

6 平和・国際教育の充実

- ①新型コロナウイルス感染の世界的パンデミックにより、苦境に直面する世界各国の状況と取り組みを共有し、感染拡大防止と、人々のいのちを守り、生活を取り戻す為に求められる対策や政策について生徒、保護者とともに考えあいます。
- ②人類を脅かす危機として問題化している気候変動による環境破壊と、それにより引き起こされる社会的災害について理解を深め、持続可能な社会をつくるための国際的な運動の理解と取り組みへの参画について学びます。
- ③小学校・中学校・高校の発達段階に応じた系統的な平和学習のあり方を研究します。
- ④核兵器禁止条約、NPT再検討会議など国際的な核軍縮・核兵器廃絶のしくみを再構築するための取り組み

みについて学習を深めます。

- ⑤広島・長崎への原子爆弾投下、福島原子力発電所の事故による日本の被曝の実相と、原子力発電所の核廃棄物や、核実験による世界中に広がる被害など、人類と共存できない「核」の問題について知り、理解を深め考えます。
- ⑥戦争の身近な教材を発掘すると共に、松代大本営跡や満蒙開拓平和記念館などを通して学習をすすめます。また、戦争体験者の話を高校生とともに学び、伝えます。
- ⑦過去の植民地支配の事実に向き合うための学びの研究と実践をすすめます。
- ⑧戦後日本がアジア諸国の人々との間に残してきた問題の背景を学び、「慰安婦」問題や徴用工問題について学習を深めます。
- ⑨香港や台湾、ミャンマーにおける国家による人権弾圧に抗議する民主的な運動を注視し学びます。
- ⑩外国にルーツを持つ多様な人々の人権保障や支援について考えます。
- ⑪女性差別撤廃委員会の勧告やILO190号条約など人権の国際基準など、日本の実情と問題を、国連の条約に照らして考えます。
- ⑫平和学習を主眼とした修学旅行の実践・交流をすすめます。
- ⑬沖縄の米軍基地問題から、日米安全保障条約、日米地位協定を学び、日本国憲法に謳われている平和主義、日本の民主主義、人権、地方自治について学習を深めます。
- ⑭平和を希求する生徒の自主活動を励まし、援助します。
- ⑮武力ではなく、日本国憲法、国連憲章などの法と対話による平和の実現について平和・国際教育研究と実践をすすめます。
- ⑯あらゆるテロリズム・国家間紛争に対して、その発生の原因や背景、その解消の方法等について学びます。

7 憲法学習の推進と政治的教養の保障

- ①特定秘密保護法、安全保障関連法とその先にある憲法改変の動きについて学習をすすめます。
- ②教文ブックレット『“改憲” Yes or No 高校生の選択』をもとにいつそう憲法教育をすすめます。
- ③憲法記念日を中心とする取り組みなど、機会あるごとに、総合的な憲法学習をすすめます。
- ④主権者市民を育て、高校生の政治的教養を高めるために、教科活動や教科外活動をとおして、社会認識と自治的活動力を育て意見表明権を行使する力を養います。
- ⑤日本国憲法が国民に保障する個人の尊厳原則に立ち、権力から人権を守る自由権的基本権、人間らしい暮らしのための生存権・労働権などの社会権的基本権を高校生が社会で生かせるための憲法学習を進め、生徒の主体的な学習を援助します。

8 人権教育の推進

- ①「市民科」「シチズンシップ教育」などですすめられている包括的主権者教育の動向や公德心教育のあり方

を注視し、民主主義社会に生きる市民としての価値観を学ぶことを目標とした人権教育の内容と方法を交流し、研究をすすめます。

- ②子どもの権利条約の「子どもの意見表明権」を担保する「『表現』・『情報』・『集会・結社』の自由」を確立する中で、学校における人権問題の現状を明らかにします。
- ③「世界人権宣言」等の意義を深く捉え、人権教育の研究をすすめます。
- ④学校内外の自主活動を通じて、民主的連帯の輪を生徒の中に広げます。
- ⑤児童婚や#MeToo運動など女性差別の問題、BLM(Black Lives Matter)運動、コロナ禍でのアジア人差別、ミャンマー国軍クーデターに対するデモ弾圧、台湾問題やウイグル人問題、ジャーナリストへの圧力や迫害など、世界で起きている差別や人権弾圧の現状について分析し研究することによって、人権は世界のすべての人々にとって普遍的な価値を持つものであるという認識を深め、自由と権利を守ることの意義について考える学習を目指していきます。

9. 日本国憲法の基本理念に基づく市民道徳の形成を目指す教育の推進

- ① 新学習指導要領に示されている「人間としての在り方生き方」に関する教育である道徳教育の目標として、「我が国と郷土を愛し」「公共の精神を尊び」「日本人の育成に資すること」としてはいますが、ここで目指されている「資質・能力」の問題を分析・研究し、国家主義的な道徳観を教え込んでいく教育の動きを注視していきます。
- ② 「道徳科」が設置されていない高等学校においては、道徳教育の指導体制を強化する方針が示され、校長のリーダーシップの下に、道徳教育推進教師を中心として全教師の協力体制を整備充実させ、「全教師が道徳教育の担当という意識」をもって一貫性のある道徳教育を組織的に展開して行うものとしています。さらに、保護者や地域住民の理解と協力も得ながら、学校と地域が一体となって道徳教育の充実を図ることとされています。学校と地域社会が道徳教育に関わって、生徒の価値観の形成を指導していく体制について分析し、「公共」「倫理」「特別活動」「総合的な探求の時間」「キャリア教育」「主権者教育」に関わって、民主主義の理念である「個人の尊厳」の観点から、主権者市民としての価値観を形成する教育実践について検討していきます。
- ③ 道徳教育の指導は、校長が「学校の教育目標との関りで、道徳教育の基本的な方針を明示しなければならない」とし、それに基づいて、校長の任命した道徳教育推進教師が中心となって全体計画が作成されます。「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導」となる、公民科「公共」「倫理」ならびに「特別活動」は、校長の示した道徳教育の方針を根拠として指導計画を作成するとしていますが、教育活動の自由ならびに子どもの学習権（自己の能力の向上と真理の探究のために自由に学習し学習活動に必要な条件を要求する権利）、さらには学問の自由を制限していく可能性が危惧されます。戦後の民主主義教育の歴史と実践の中で

求められてきた教育の本質を再考し、平和と民主主義を求めていく人格の形成を目指す学校教育のあり方を研究していきます。

10. ジェンダー平等の教育の推進

- ①高校におけるジェンダー平等の教育および性に関する教育の積極的位置づけを研究します。
- ②教科を越えてジェンダー平等の教育および性に関する学習の実践をすすめます。
- ③日本社会や学校現場におけるジェンダーバイアス（性差による偏見）・ジェンダーギャップ（性差による格差）を明らかにし、ジェンダー平等の視点からあらゆる社会的、教育的課題等を研究し学習します
- ④家父長制的家族観から脱却し、「家族のあり方」は個々人の多様な家族観、選択によるものであることを理解し研究します。
- ⑤選択的夫婦別姓の法制化について理解を深め研究します。
- ⑥人権教育の視点から、多様な性のあり方に対する理解を深めます。
- ⑦同性婚の法制化について理解を深め、研究します。
- ⑧ドメスティック・バイオレンスや性の商品化の実態と社会的背景について研究し、教材、実践の交流を目指します。
- ⑨性教育の目標を明らかにするとともに、教材及び学習プログラムの開発を図ります。
- ⑩エイズや性感染症に関する学習の内容と方法を研究します。
- ⑪性教育にかかわる生徒の要求に応えるために、アンケート調査を行いながら、生徒の現状とその背景について研究します。

1 1 .健康教育の推進

- ①ヘルスプロモーション（1986年、WHOがオタワ憲章で提唱した、新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略。「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようになるプロセス」と定義）の考え方のもとに、生徒の心身の健康づくりを推進します。
- ②生命尊重の意識を育て、健やかな成長を促す教育のあり方を研究します。若者の自殺の原因や防止策を探ります。
- ③生徒の悩みや葛藤と向き合い、それらを成長へとつなげられる支え方や援助方法を学び、実践をすすめます。
- ④環境教育・性に関する教育とも連携しながら、教科を越えた健康教育のあり方を研究し、実践をすすめます。
- ⑤ICT利用の実態を把握し、健康面への影響について研究します。

- ⑥福島第一原発事故の放射線被害から、放射線についての正しい知識を身につけて、健康教育を推進します。
- ⑦生徒の飲酒・喫煙・薬物乱用の現状やその背景を把握し、防止のための教育をすすめます。
- ⑧現代社会のなかで崩れつつある生徒の生活リズムの現状や、食生活の乱れ、ストレスの状況を把握し改善の方途を研究します。また、文科省のすすめる「食育」の是非と可能性について研究を深めます。さらに、従来取り組まれてきた「食農教育」についての研究もすすめます。
- ⑨生徒の成長にとって望ましいクラブ活動のあり方を健康と成長の面から研究します。

1 2. 環境教育の推進

- ①地域の環境を生きた教材として活用しながら、ローカルな環境問題及びグローバルな環境問題を自然保護・環境保全の視点から分析・研究します。
- ②ESD（「持続可能な開発のための教育」）のあり方を研究し、平和、人権、環境をベースに取り組み、SDG s（持続可能な開発目標）実現の可能性を追求します。
- ③環境問題についての民間研究団体や地域の研究者・住民との連携を深めます。
- ④地域開発政策にともなう公共事業の必要性と問題点について研究し、積極的に地域・関係機関等へ提言します。
- ⑤環境教育の小・中・高・大および民間の交流を積極的にすすめます。
- ⑥東日本大震災や長野県豪雨災害の教訓を活かした防災・減災教育、環境教育の研究と実践をすすめます
- ⑦原子力・エネルギー問題を教育の視点から研究します。

1 3. 青少年文化の研究と創造

- ①現代の様々な情報文化が子どもたちに与える影響や青少年文化について分析・研究します。
- ②今日的な課題であるメディア・リテラシーの研究と実践を積極的にすすめます。
- ③クラブ活動や学校行事のあり方を研究し、文化・芸術・体育活動の発展をめざします。図書館資料をはじめ、様々な情報を主体的に活用できるように援助します。
- ④ネット社会と青少年の関わりについて調査し、コミュニケーションのあり方を研究します。
- ⑤高文連文化祭交流部の「文化祭ガイダンス」に積極的にかかわり、高校生の自主活動を援助します。

1 4. 進路指導の改善と充実

- ① 生徒の進路選択の力を育成するための系統的・体系的な進路指導のあり方を研究し、実践します。
- ②挿入
- ③高大接続に関連して「大学入学共通テスト」の民間試験利用、記述式導入、採点方法等の問題点について研究し、対応策を提言します。高校版全国学力テストとなる危険性のある「高校生のための学びの基礎診断」の問題点について研究し、対応策を提言します。

- ③中部東海ブロック大学入試問題検討委員会に参加するなど、全国的視野に立ちながら、高大接続のあり方と学力形成への影響、高大接続のあるべき姿を検討します。
- ④生徒の学びの記録、キャリアパスポートや評価（eポートフォリオ、調査書など）の問題点を明らかにします。
- ⑤県内大学の公立化や学部新設などの動向を注視し、調査研究をすすめます。
- ⑥地元の大学との連携を強め、大学入試制度や教育内容に関する意見交換をすすめます。
- ⑦大学・短大・専門職大学・専門学校への進学指導について交流し、望ましい指導のあり方について研究します。
- ⑧政策的にすすめられている「キャリア教育」の問題点を明らかにし、若者をめぐる労働の実態や労働法制、セーフティネットの学習など若者が職業人・生活者として将来を展望でき、生活していく力を育てる「私たちのキャリア教育」のあり方を追求します。
- ⑨卒業後の進路を決めることのできない生徒への指導のあり方を研究します。
- ⑩「就職選考実態調査」の結果を検討し、積極的に提言していきます。
- ⑪県教委が主催する「進路指導等研究協議会」に積極的にかかわり、民主的な運営と充実を図ります。

15. 労働と技術・職業教育の研究と実践

- ①農業科・工業科・商業科・家庭科の各小学科における基礎・基本について研究します。
- ②職業教育としての情報教育及び環境教育のあり方について研究します。
- ③就業体験(インターンシップ・日本版デュアルシステム)の意義と問題点について研究します。
- ④資格・検定試験のあり方について研究します。
- ⑤第2期高校再編に向けて専門学科のあり方を答申した産業教育審議会の「審議のまとめ」に対し、教育的立場に立った専門学科再編のあり方について分析・研究します。
- ⑥普通科においても労働と技術・職業教育の実践を積極的にすすめます。
- ⑦職業教育についていっそうの理解が得られ、適切な進路指導が行われるように中学校との連携をすすめます。

16. 定時制・通信制教育の研究と実践

- ①多部制・単位制、通信制高校のサテライト校の設置など多様化をすすめる施策の一方、専門科から普通科への転科等多様性を喪失させる施策、定時制・通信制の統廃合について、教育の機会均等の視点から、生徒の実態を基にした検討と批判をすすめます。
- ②定時制・通信制の生徒たちの実態を把握し、固有の教育課題を明らかにするとともに定時制・通信制教育の果たすべき役割と将来像を検討します。
- ③生徒の労働実態を調査し、労働条件の向上を各方面に要求し、保護者・事業所・地域支援機関・教職員の

連携を深めます。

- ④定時制・通信制教育をさらに充実させるための教育条件整備、労働条件の改善やその方法などを明らかにします。
- ⑤広域通信制と通信制のサポート校、学習支援センターの実態を把握し、その問題点を明らかにします。
- ⑥ 定時制教育における多部制・単位制高校のこれまでの取組みの検証を行い、県下にある3つの学校と連携を図りながら、今後の多部制・単位制高校の未来像を模索します。

17. 障害児教育・特別支援教育の研究と実践

- ① 障害児教育が培ってきた発達論や子ども観から特別支援教育のあり方について研究し、多様性を受け入れる日々の実践に生かします。
- ②さまざまな障がい特性、多様性について理解を深め、各教科、科目における具体的な支援、指導、新たな「評価」について研究をすすめます。
- ③特別支援学校、諸団体、地域支援機関と連携を行い学習保障、就労支援、進路保障の研究をすすめます。
- ④特別支援教育コーディネーターの役割について交流し、多様性を包み込むインクルーシブ教育システムの構築や生活指導、進路指導との連携について研究をすすめます。
- ⑤高校における「通級による指導」の実践から、中学校との連携、高校において必要な自立活動、進路保障について学びます。
- ⑥「キャリアパスポート」の扱いについて、特に特別なニーズを持つ生徒における「キャリア教育」が発達段階の視点に沿ったものであるか、進路選択が表面上のものとならないよう研究をすすめます。

18. 福祉教育の研究と実践

- ①教科「福祉」および福祉教育について教育条件整備にかかわる研究をすすめます。
- ②「福祉」教員免許取得者間の連携により教科のあり方を研究します。

19. 地域調査と地域に根ざした高校像の研究

- ①地域と高校の歴史や関係者の意識を調査し、それぞれの地域において高校が果たしてきた役割を明らかにするとともに、地域に根ざした今後の高校像を研究し、提言します。
- ②学校づくりと地域づくりに共通する課題を明らかにし、連携の可能性を研究し、提言します。
- ③職業科の再編統合・キャンパス校化・サテライト校化による教育課題を明らかにし、豊かな高校教育を保障するための教育条件について研究します。
- ④「高校改革～夢に挑戦する学び～」が示した高校再編の分析・検討を進め、地域高校の現状と存立の展望を探ります。